

株 主 各 位

東京都荒川区東尾久4丁目7番1号

株式会社 光製作所

代表取締役社長 安 岡 定 二

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都足立区小台1丁目19番1号
当社 光流通営業本部 7階会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第58期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上のウェブサイト（アドレス<http://www.hikari-ss.co.jp>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善がみられ、緩やかな回復基調で推移しましたが、中国をはじめとした新興国の景気減速、英国のEU離脱や米国新政権の政策動向など、先行きは依然不透明な状況が続いております。

当家具・インテリア業界におきましては、個人消費の回復が依然弱く、引き続き厳しい状況が続いております。

このような経済環境下におきまして、当社は、消費者ニーズを捉えた市場競争力のある商品の開発を目指し、営業活動を一層推進してまいりました。

その結果、売上高は、9,301,756千円（前期の95.2%）となりました。

一方利益面におきましては、売上高が減少したことに対し、売上原価も減少したことに伴い営業利益は、2,649,170千円（前期の108.4%）、経常利益は、貸倒引当金戻入額を計上したこと等から2,792,709千円（前期の119.4%）、当期純利益は、投資有価証券売却益37,716千円及び固定資産売却損184,408千円の計上等により、1,665,160千円（前期の127.4%）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

① 家具商品部門

業務用家具は、1,880,110千円（前期の90.7%）となり、リビング用家具は、643,570千円（前期の84.9%）と減少しました。インテリア商品は、605,808千円（前期の95.8%）となり、育児・学童家具は、707,237千円（前期の93.6%）となり、オフィス家具は、587,878千円（前期の87.1%）と減少しました。

この結果、家具商品部門の売上高は、4,424,605千円（前期の90.4%）となり、売上総利益は、628,770千円となりました。

② 不動産賃貸部門

売上高は、4,700,984千円（前期の100.1%）となり、売上総利益は、2,912,743千円となりました。

③ その他

プラスチック成型品は、176,165千円（前期の98.4%）となり、売上総利益は、5,338千円となりました。

セグメント別売上高

部 門 別	売 上 高	構 成 比	前 期 比
	千円	%	%
業 務 用 家 具	1,880,110	20.2	△9.3
リ ビ ン グ 用 家 具	643,570	6.9	△15.1
イ ン テ リ ア 商 品	605,808	6.5	△4.2
育 児 ・ 学 童 家 具	707,237	7.6	△6.4
オ フ ィ ス 家 具	587,878	6.4	△12.9
家 具 商 品 部 門 計	4,424,605	47.6	△9.6
不 動 産 賃 貸 部 門	4,700,984	50.5	0.1
プ ラ ス チ ッ ク 成 型 品	176,165	1.9	△1.6
合 計	9,301,756	100.0	△4.8

(2) 設備投資の状況

当期は、不動産賃貸部門拡充のため、埼玉県北本市所在の賃貸用土地及び店舗1,009,567千円、東京都江東区所在の賃貸用土地及び店舗971,374千円等総額2,938,818千円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は、経済対策による効果、企業収益の改善から景気回復傾向が見込まれますものの、景気の先行きが不透明であり、予断を許さない状況で推移するものと思われます。

家具・インテリア業界におきましても、回復への期待感がありますものの、設備投資、個人消費ともに急激な回復は望めず弱含みで推移することが予想され、更に企業間競争が激化し、依然として厳しい状況が続くものと思われます。

このような経営環境の下で、当社は、多様化する消費者ニーズに適応すべく商品の開発とより一層の営業活動を強化して経営効率を図るとともに、資産の見直しを行い財務体質の強化を図り、業績の回復、収益の向上を図ることを目指しております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 平成26年 3 月期	第 56 期 平成27年 3 月期	第 57 期 平成28年 3 月期	第58期(当期) 平成29年 3 月期
売 上 高 (千円)	8,774,739	8,834,501	9,766,566	9,301,756
経 常 利 益 (千円)	2,124,460	2,484,935	2,339,474	2,792,709
当 期 純 利 益 (千円)	1,418,848	1,421,651	1,307,338	1,665,160
1 株当たり当期純利益	80円18銭	80円34銭	73円89銭	94円11銭
総 資 産 (千円)	44,946,315	48,512,588	49,030,638	50,963,409
純 資 産 (千円)	40,116,274	41,431,710	42,496,394	44,126,667

(6) 主要な事業内容

業務用家具、リビング用家具、インテリア商品、育児・学童家具、オフィス家具及びプラスチック成型品の製造・販売並びに不動産の賃貸

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都荒川区東尾久4丁目7番1号
光 流 通 営 業 本 部	東京都足立区小台1丁目19番1号
大 阪 支 社	大阪府大阪市東住吉区住道矢田5丁目5番27号

(8) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	48 名	3 (減) 名	47.2 才	21.8 年
女 子	8	－ (－)	28.9	8.5
計または平均	56	3 (減)	44.6	19.9

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社光商で、同社は当社の株式を11,214千株（議決権比率63.6%）保有しております。

なお、人的関係においては、役員2名が兼務しております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

当社の親会社である株式会社光商との取引の主なものは、賃貸不動産の一部賃貸借、資金の貸付の取引であります。

これらの取引に当っては、取引条件が市場実勢を勘案して通常の取引条件で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、取引ごとにその適正性を判断しております。

② 子会社との関係

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	57,200,000株
(2) 発行済株式の総数	18,700,000株
(3) 株主数	369名
(4) 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株式会社 光 商	11,214	63.4
株式会社 久 光	2,156	12.2
株式会社 久 伸	2,145	12.1
株式会社 松 栄	1,001	5.7
永 田 東	41	0.2
篠 川 宏 明	40	0.2
小 川 哲 英	36	0.2
株式会社 東 京 光 商 事	35	0.2
前 田 正 治	35	0.2
中 島 和 信	34	0.2

(注) 持株比率は、自己株式(1,006,822株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

役 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	安 岡 光 雄	
代表取締役社長	安 岡 定 二	
取締役副社長	安 岡 久五郎	営業本部長
専 務 取 締 役	安 岡 松 雄	営業副本部長
常 務 取 締 役	安 岡 誠	大阪支社長
常 務 取 締 役	安 岡 利 光	営業部長
取締役相談役	安 岡 久 男	
取 締 役	大久保 直 樹	社長室長・総務部長
常 勤 監 査 役	宇佐美 廣 明	
監 査 役	村 橋 忠 雄	
監 査 役	村 橋 裕 司	

- (注) 1. 取締役安岡光雄氏は、株式会社光商の代表取締役社長を兼務しております。
2. 取締役安岡定二氏は、株式会社光商の取締役を兼務しております。
3. 取締役安岡久五郎氏は、株式会社久光の取締役を兼務しております。
4. 取締役安岡松雄氏は、株式会社松栄の取締役を兼務しております。
5. 取締役安岡 誠氏は、株式会社久伸の取締役を兼務しております。
6. 取締役安岡利光氏は、株式会社久光の代表取締役社長を兼務しております。
7. 取締役安岡久男氏は、株式会社久伸の代表取締役社長を兼務しております。
8. 監査役村橋忠雄及び村橋裕司の両氏は、社外監査役であります。
9. 監査役村橋忠雄及び村橋裕司の両氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 村橋忠雄及び村橋裕司の両社外監査役は、当事業年度中に開催された取締役会28回中27回出席し、監査役会12回中12回出席しており、主に財務及び会計に関する専門の見地から発言を適宜行っております。
11. 監査役村橋裕司氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員であります。
12. 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。
13. 当社において社外取締役を置くことが相当でない理由
- 一般的に社外取締役が必要とされる理由については、様々な議論がありますが、その主たるものは、企業から独立した立場で客観的視点による経営者への監視機能であると考えられます。この点について社外取締役にに関して検討しましたが、導入することが相当でないと判断しました。それは第一に、社外監査役が2名おり現行においても十分機能していること。第二に、当社は現行取締役8名、監査役3名、従業員60名に満たない企業規模で事業展開しております。そこで、経営者は事業推進の先頭に立って、また各取締役は、現場の実態に精通しているか、それに代替する程度の業界知識、経験を有しており、迅速かつ的確な意思決定をしております。こうした経営環境下において、社外取締役の導入は、迅速なる経営判断の面で、経営の一体感を損なうおそれがあり、現行体制の方がより良く機能するものと考えております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8名 74,167千円

監査役 3名 9,994千円（うち社外監査役 2名 2,700千円）

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 永和監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	17,900千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,900千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人である永和監査法人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組むなど、内部統制システムの充実に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報については、文書管理規程等に基づきその保存媒体に応じて適正かつ確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署及び総務部が協力して行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行うこととしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則の規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取っております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように行動規範を定めております。また、その徹底を図るために、総務部を中心としてコンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持、向上を図っております。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとしております。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告しております。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものとしております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を設けるものとしております。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の役職員に対して、社員の行動規範について周知徹底を継続しております。また、担当者による入社時のオリエンテーションや定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

(1) 取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則り行動するよう徹底しております。当事業年度において、毎月1回の定例と臨時の取締役会を実施しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査の監査計画に基づき当社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき当社の内部統制評価を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,476,325	流 動 負 債	1,705,714
現 金 及 び 預 金	3,707,888	買 掛 金	405,502
受 取 手 形	448,264	前 受 金	75,000
売 掛 金	496,578	未 払 金	137,736
商 品	756,144	未 払 費 用	11,913
前 渡 金	9,079	未 払 法 人 税 等	625,386
前 払 費 用	6,996	預 り 金	6,291
繰 延 税 金 資 産	39,892	前 受 収 益	418,809
未 収 収 益	354	賞 与 引 当 金	16,824
未 収 入 金	13,128	そ の 他	8,251
そ の 他	3,133	固 定 負 債	5,131,027
貸 倒 引 当 金	△5,135	退 職 給 付 引 当 金	4,966
固 定 資 産	45,487,084	長 期 預 り 敷 金	5,109,175
有 形 固 定 資 産	42,059,449	資 産 除 去 債 務	16,884
建 物	15,082,114	負 債 合 計	6,836,741
構 築 物	263,683	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	115,544	株 主 資 本	44,028,225
車 輛 運 搬 具	1,588	資 本 金	3,887,500
工具、器具及び備品	68,723	資 本 剰 余 金	4,947,500
土 地	26,435,296	資 本 準 備 金	4,947,500
建 設 仮 勘 定	92,498	利 益 剰 余 金	35,612,347
無 形 固 定 資 産	1,087,796	利 益 準 備 金	576,300
借 地 権	1,083,740	そ の 他 利 益 剰 余 金	35,036,047
ソ フ ト ウ ェ ア	336	別 途 積 立 金	33,300,000
電 話 加 入 権	3,720	繰 越 利 益 剰 余 金	1,736,047
投資その他の資産	2,339,837	自 己 株 式	△419,121
投 資 有 価 証 券	348,999	評 価 ・ 換 算 差 額 等	98,442
関 係 会 社 株 式	75,050	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	102,154
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,393,705	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,711
長 期 前 払 費 用	254,843	純 資 産 合 計	44,126,667
繰 延 税 金 資 産	274,624	負債及び純資産合計	50,963,409
そ の 他	254,128		
貸 倒 引 当 金	△261,513		
資 産 合 計	50,963,409		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,301,756
売 上 原 価		5,754,904
売 上 総 利 益		3,546,852
販売費及び一般管理費		897,681
営 業 利 益		2,649,170
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,358	
受 取 配 当 金	15,969	
為 替 差 益	6,303	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	99,063	
雑 収 入	11,115	148,809
営 業 外 費 用		
商 品 廃 棄 損	5,146	
雑 損 失	125	5,271
経 常 利 益		2,792,709
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	23,543	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	37,716	61,259
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	184,408	
固 定 資 産 除 却 損	47,965	232,374
税 引 前 当 期 純 利 益		2,621,594
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		921,665
法 人 税 等 調 整 額		34,768
当 期 純 利 益		1,665,160

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
平成28年4月1日残高	3,887,500	4,947,500	4,947,500
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			
別途積立金の積立			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
平成29年3月31日残高	3,887,500	4,947,500	4,947,500

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		固 定 資 産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成28年4月1日残高	576,300	2,785	32,100,000	1,400,800	34,079,885
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		△2,785		2,785	—
別途積立金の積立			1,200,000	△1,200,000	—
剰余金の配当				△132,698	△132,698
当期純利益				1,665,160	1,665,160
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	△2,785	1,200,000	335,246	1,532,461
平成29年3月31日残高	576,300	—	33,300,000	1,736,047	35,612,347

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
平成28年4月1日残高	△419,121	42,495,763	45,310	△44,679	630	42,496,394
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△132,698				△132,698
当期純利益		1,665,160				1,665,160
自己株式の取得		—				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			56,844	40,968	97,812	97,812
事業年度中の変動額合計	—	1,532,461	56,844	40,968	97,812	1,630,273
平成29年3月31日残高	△419,121	44,028,225	102,154	△3,711	98,442	44,126,667

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券

子会社株式及び

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(3) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）

……………時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	2～50年				
構	築	物	10～40年			
機	械	及	び	装	置	2～17年
車	輛	運	搬	具	2～6年	
工	具、器具及び備品	2～15年				

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用……………定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員の賞与支払に備えるため、支払見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定方法は、簡便法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理 ……原則として、繰延ヘッジ処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理 ……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

資産除去債務については、家具商品部門における重要性が増したため、当事業年度より計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

預金	500,000千円
建物	364,314千円
構築物	22,035千円
土地	1,815,678千円
合計	2,702,028千円

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	233,906千円
長期金銭債権	171,929千円
短期金銭債務	161,900千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 15,817,624千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

営業取引による取引高

商品売上高 2,015,263千円

不動産賃貸収入 1,677,402千円

販売費及び一般管理費 314千円

営業取引以外の取引による取引高 202,757千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の数 普通株式 18,700,000株

2. 当事業年度末日における自己株式の数 普通株式 1,006,822株

3. 剰余金の配当に関する事項

当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	132,698千円	7円50銭	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	132,698千円	7円50銭	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(流動資産・負債)

繰延税金資産

賞与引当金	5,942千円
未払事業所税	3,420千円
未払事業税	28,877千円
繰延ヘッジ損益	1,652千円
繰延税金資産合計	39,892千円
繰延税金資産の純額	39,892千円

(固定資産・負債)

繰延税金資産

退職給付引当金	1,519千円
減損損失	46,091千円
投資有価証券評価損	1,438千円
貸倒引当金	81,608千円
減価償却超過額	186,396千円
資産除去債務	5,166千円
繰延税金資産合計	322,221千円

繰延税金負債

資産除去債務	△2,554千円
その他有価証券評価差額金	△45,042千円
繰延税金負債合計	△47,597千円
繰延税金資産の純額	274,624千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)	現金及び預金	3,707,888	3,707,888	—
(2)	受取手形	448,264	448,264	—
(3)	売掛金	496,578	496,578	—
(4)	未収入金	13,128	13,128	—
(5)	投資有価証券 その他有価証券	341,998	341,998	—
(6)	関係会社長期貸付金	1,393,705	1,421,537	27,832
	資産計	6,401,563	6,429,396	27,832
(7)	買掛金	405,502	405,502	—
(8)	未払金	137,736	137,736	—
(9)	未払法人税等	625,386	625,386	—
(10)	長期預り敷金	5,109,175	4,875,910	△233,264
	負債計	6,277,800	6,044,535	△233,264
(11)	デリバティブ取引	5,364	5,364	—

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形(3) 売掛金(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券、これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(7) 買掛金並びに(8) 未払金(9) 未払法人税等 (11) デリバティブ取引

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 関係会社長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(10) 長期預り敷金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 非上場株式(関係会社株式を含む。貸借対照表計上額82,050千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用ビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
41, 719, 462	40, 252, 275

(注)1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法は、主な物件については、社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価書」等に基づく金額、その他の物件については適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づいた金額であります。

(持分法損益等に関する注記)

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	16, 100千円
持分法を適用した場合の投資の金額	578, 765千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	44, 829千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(資産除去債務に関する注記)

当社の賃貸店舗等の一部は、土地を賃借しており、土地賃貸借契約に基づき、賃貸借契約終了後における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ移転等の予定もないことから資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株光商	東京都荒川区	10,000	不動産賃貸業	(被所有)直接63.6%	賃貸不動産の一部賃貸借及び資金の貸付役員の兼任	不動産の賃貸	1,669,980	前受収益	161,152
							資金の貸付	670,120	長期貸付金	1,393,705
							資金の回収	719,168		
							利息の受取	15,538		
							固定資産の売却	104,000	—	—

(注) 取引金額には、消費税等は含まれておりませんが、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 不動産の賃貸借は、近隣の取引実勢に基づいております。
2. 長期貸付金の担保として有価証券を預っております。
3. 固定資産の売却は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等を参考に決定された金額により行っております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社等	株東京光商事	東京都足立区	19,200	家具卸売業	(所有)直接21.4%(被所有)直接0.2%	当社商品の販売代理店であります。	家具の販売	389,392	受取手形	7,210
									売掛金	38,162
	株青森光商事他12社	青森県八戸市他	10,000 30,000	家具卸売業	(所有)直接30.0% 54.9%(被所有)直接0.0%	当社商品の販売代理店であります。1社については設備を賃貸しております。	家具の販売	1,625,870	受取手形	20,027
									売掛金	167,527
									その他	171,929
							不動産の賃貸	7,422	前受収益	648

(注)1 取引金額には、消費税等は含まれておりませんが、期末残高には、消費税等が含まれております。

2 関連会社等には非連結子会社1社が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(株)東京光商事他13社について

1. 当社商品の販売については、販売代理店契約を締結し、価格は販売価格協定書に基づき、他の取引先に比して價格的に優遇しております。
なお、支払条件については、変えておりません。
2. 不動産の賃貸は、近隣の取引実勢に基づき、3年毎の契約により金額を決定しております。
3. 関連会社へのその他債権に対し、合計171,929千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、16千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

3. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む。)	(株)光商	東京都荒川区	10,000	不動産賃貸業	(被所有)直接63.6%	賃貸不動産の一部賃貸借及び資金の貸付 役員の兼任	不動産の賃貸	1,669,980	前受収益	161,152
							資金の貸付	670,120	長期貸付金	1,393,705
							資金の回収	719,168		
							利息の受取	15,538	—	—
							固定資産の売却	104,000	—	—

(注)1 取引金額には、消費税等は含まれておりませんが、期末残高には、消費税等が含まれております。

2 当社の役員である安岡定二が議決権の100%を直接保有しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 不動産の賃貸借は、近隣の取引実勢に基づいております。
2. 長期貸付金の担保として有価証券を預っております。
3. 固定資産の売却は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額等を参考に決定された金額により行っております。

4. 親会社情報

(株)光商（非上場）

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,493円99銭
2. 1株当たり当期純利益	94円11銭

(その他の注記)

退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として規約型企業年金制度を採用しております。

規約型企業年金制度については、平成20年10月に適格退職年金制度より制度変更しております。

なお、退職給付債務の算定方法は簡便法によっております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

① 退職給付債務	328,182千円
② 年金資産	323,215千円
退職給付引当金	4,966千円

(3) 退職給付費用及びその内訳

勤務費用	17,306千円
退職給付費用	17,306千円

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月 9 日

株式会社 光 製 作 所
取 締 役 会 御中

永和監査法人
代 表 社 員 公認会計士 福 島 直 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社光製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、
るほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下
の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人永和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社 光 製 作 所 監査役会

常勤監査役 宇 佐 美 廣 明 ㊞

社外監査役 村 橋 忠 雄 ㊞

社外監査役 村 橋 裕 司 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第58期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 総額132,698,835円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,600,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,600,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

11,440,000株

(4) その他

本議案に係る株式併合は第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するとともに、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第7条(単元株式数)を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、<u>57,200,000株</u>とする。 (単元株式数) 第 7 条 当 会 社 の 単 元 株 式 数 は <u>1,000株</u>とする。 (新設)	(発行可能株式総数) 第 5 条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は、<u>11,440,000株</u>とする。 (単元株式数) 第 7 条 当 会 社 の 単 元 株 式 数 は、<u>100株</u>とする。 附則 <u>第 5 条（発行可能株式総数）および第 7 条（単元株式数）の変更は、平成29年10月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u>

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役村橋忠雄及び村橋裕司の両氏の任期が満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	所有する当社 株 式 の 数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	むら はし ただ お 村 橋 忠 雄 (昭和12年3月10日生)	4,000株	昭和42年8月 税理士登録 昭和45年1月 税理士事務所開業 平成14年6月 当社監査役に就任現在にいたる
2	むら はし ゆう じ 村 橋 裕 司 (昭和45年8月22日生)	0株	平成14年2月 税理士登録 平成14年2月 村橋会計事務所に入所 平成17年6月 当社監査役に就任現在にいたる

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

(1) 村橋忠雄、村橋裕司の両氏は、社外監査役候補者であります。

なお、当社は村橋裕司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 社外監査役候補者とした理由及び社外監査役としての職務を遂行できると判断する理由について

村橋忠雄、村橋裕司の両氏は、税理士としての専門的見地から財務及び会計に関して高い実績をあげられており、また経営に関する高い見識を有しているため社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

(3) 村橋忠雄氏は、当社監査役に就任して15年、村橋裕司氏は12年であります。

(4) 村橋忠雄、村橋裕司の両氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合は、損害賠償責任を限定する。但し、損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都足立区小台1丁目19番1号

株式会社光製作所 光流通営業本部（光流通センター） 7階会議室

電話 03 (3870) 1771代表

